

鋼船規則

A 編 総則

規
則

2011 年 第 2 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 77 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

2011年11月1日 規則 第77号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 を次のように改める。

1.2.4 船体構造・艤装

-1. C 編 29 章又は CS 編 24 章を適用して船体構造の一部をタンクとして液体貨物をばら積運送する船舶については、船級符号に“*Tanker*”を付記する。また、積載貨物に応じて D 編, H 編及び R 編の関連規定を適用して引火性液体貨物をばら積運送する船舶であって、-2.又は-3.に該当する船舶以外のものについては、当該貨物の引火点に応じて次の要領で付記を追加する。

- (1) 油以外の貨物であって、引火点が 61℃以下のものの場合：
Tanker, flammable liquid-flash point on and below 61 °C (略号 *TFLB61*)
- (2) 油以外の貨物であって、引火点が 61℃を超えるものの場合：
Tanker, flammable liquid-flash point above 61 °C (略号 *TFLA61*)
- (3) 引火点が 61℃以下の油の場合：
Tanker, Oils-flash point on and below 61 °C (略号 *TOB61*)
- (4) 引火点が 61℃を超える油の場合：
Tanker, Oils-flash point above 61 °C (略号 *TOA61*)

(省略)

-19. C 編 31A.6.2-1.(1)の適用を受け、本会が適当と認めるグラブ荷役に対する強度検討を行った船舶については、船級符号に“*GRAB*”を付記する。

-20. C 編 25.2.2-1., CS 編 22.4.2., CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2.の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tanks in All Types of Ships and Double-side Skin Spaces of Bulk Carriers*” (略号 *PSPC-WBT*) を付記する。

~~-2021.~~ その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

附 則

1. この規則は、2011年11月1日から施行する。